

乗務員室の設備

第79条 車両の運転に使用する乗務員室には、力行制御、ブレーキ制御等運転に必要な設備を設けなければならない。

2 前項の設備は、乗務員が容易に操作及び確認することができるものでなければならない。

3 車両の運転に使用する乗務員には、動力車を操縦する係員が運転操作不能となった場合に、列車を自動的に停止させることができる装置を設けなければならない。ただし、施設及び車両の構造等により、列車の安全な運転に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。

4 第54条第2項又は第57条の装置を設けた場合は、当該装置の開放スイッチは乗務員が容易に開放することができないものでなければならない。

[解釈基準]

1. 乗務員室に設ける設備一覧

乗務員室の種類	設ける設備	
1 運転室	(1) 制御設備の操作装置	
	(2) 常用ブレーキ装置の操作装置	
	(3) 合図装置又は通話装置の送信装置及び受信装置(当該装置を設けた車両に限る)	
	(4) 速度計	
	(5) 車内信号機の現示設備(車内信号機を使用する区間を運転する車両に限る)	
	(6) パンタグラフを下降させるための操作装置(パンタグラフを設けた車両に限る)	
	(7) 保護接地スイッチの操作装置(当該装置を設けた車両に限る)	
	(8) 保安通信設備の送信装置及び受信装置(保安通信設備の車上設備を設けた車両に限る)。	
	(9) 発報信号設備の警音発生装置及び送信装置(新幹線にあつては、受信装置)(発報信号を使用する区間を運転する車両(入換えをずる場合にのみ使用する機関車を除く)に限る)	
	(10) 汽笛吹鳴装置	
	(11) 元空気タンク管の圧力を指示する圧力計	
	(12) 前部標識灯の操作装置	
	(13) 車輪の回転の異常を報知する装置(新幹線に限る)	
	(14) ボイラーの最高使用圧力を表示した圧力計(蒸気機関車に限る)	
旅客列車の運転台(機関車を除く)については共通の設備に加え右のもの	(15) 非常通報装置に受信装置又は非常停止装置の作動状態を表示する装置(非常通報装置又は非常停止装置を設けた車両に限る)	
	(16) 非常口の扉が開いた場合にその状態を表示する装置(非常口を設けた車両に限る)	
	(17) 旅客用乗降口の戸閉め確認装置	
2 車掌室	(18) 常用ブレーキ装置の操作装置(車両を急速に停止させるためのものに限る)	
	(19) 合図装置又は通話装置の送信装置および受信装置(合図装置又は通話装置を設けた車両に限る)	
	(20) 車内放送装置の送信装置(車内放送装置を設けた車両に限る)	
	旅客列車の車掌室については共通の設備に加え右のもの	(21) 旅客用乗降口の自動戸閉め装置の操作装置
		(22) 非常通報装置の受信装置又は非常停止装置の作動状態を表示する装置(非常通報装置又は非常停止装置を設けた車両に限る)
		(23) 非常口の扉が開いた場合にその状態を表示する装置(非常口を設けた車両に限る)

2. 項目1以外に運転室に設ける設備

(1) 運転士異常時列車停止装置（通称：デードマン装置）を設けること。

動力車を操縦する係員が乗務中に疾病等により運転操作を継続できなくなったとき、自動的に車両を急速に停止させる装置

ただし、同一の運転台に2人以上の乗務員が乗務することを前提としている車両、地下式構造又は高架式構造の区間を自動列車運転装置、自動列車制御装置又は自動列車停止装置（常に制限速度を超えるおそれのない装置に限る）により運転する車両にいては、この限りでない。

(2) 運転士異常時列車停止装置は、機能を手動により容易に解除することができないものであること。

3. 項目1の(4)速度計

JIS E 4603に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有し、照明装置を設けたもの、自発光式のもの、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものとする。

4. 項目1の(9)発報信号設備の送信装置

主たる電源及び第85条関係解釈基準の蓄電池からの電源が断たれた場合においても、自動的に別電源からの給電に切替るものであること。ただし、以下の場合はこの限りでない。

(1) 第85条関係解釈基準の蓄電池からの電源が、主たる電源からの電源回路と別回路であって自動的に供給され、かつ列車の衝突等の際に電源が断たれるおそれのない場合

(2) 第85条関係解釈基準の蓄電池が室内に設置され、かつ列車の衝突等の際に電源が断たれるおそれのない場合

(3) 主たる電源及び第85条関係解釈基準の蓄電池からの電源が断たれた場合においても使用できる装置を併用して使用する場合

5. 項目1の(11)圧力計

調圧器の入れ込み圧力及び切り放し圧力を表示すること。（デジタル圧力計も含む）

圧力計は、照明装置を設けたもの、自発光式のもの、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものとする。

6. 自動列車運転装置、自動列車制御装置又は自動列車停止装置を設けた区間を走行する車両は、以下の通りとする。

(1) 非常通報装置に受信装置又は非常停止装置の作動状態を表示する装置をもうけること。

(2) 車上設備の開放スイッチを設けること。

(3) 開放スイッチは、係員が通常の運転姿勢では操作できないもの、若しくは当該スイッチがカバー等により覆われていること。

[無軌条電車]

7. 項目1の名称を下記の如く読みかえる。

- ・ 運転室 → 運転席
- ・ 車掌室 → 車掌席
- ・ 常用ブレーキ装置 → 主ブレーキ及び副ブレーキ装置

また、項目1の(18)の操作装置は、適用しない。運転室にはかじ取りハンドルを設けること。

[索道鉄道]

8. 項目1は適用せず、乗務員室には以下の設備を設けること。

①	自動ブレーキ装置及び留置ブレーキの操作装置
②	原動設備の非常用制動装置を作動させる操作装置
③	合図装置又は通話装置を設けた車両にあつては、当該装置の送信装置及び受信装置
④	車内放送装置を設けた車両におつては、当該装置の送信装置
⑤	保安通信設備の車上設備を設けた車両にあつては、当該装置の送信装置及び受信装置
⑥	非常通報装置の受信装置または非常停止装置の作動状態を表示する装置
⑦	非常口が『開いた場合にその状態を表示する装置
⑧	自動戸閉め装置の操作装置及び戸閉め確認装置
⑨	汽笛吹鳴装置
⑩	元空気タンク管の圧力を指示する圧力計
⑪	前部標識灯の操作装置

以 上